

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行
東京都

目次

規則

告示

○東京都立職業能力開発センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（産業労働局雇用就業部能力開発課）…一

○建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…二

○東京都環境影響評価条例による見解書……………（環境局総務部環境政策課）…三

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…七

○令和五年度管理容器資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定…（福祉保健局健康安全全部健康安全課）…八

○家畜伝染病の発生……………（産業労働局農林水産部食料安全課）…九

公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…九

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出…（産業労働局商工部地域産業振興課）…九

規則

東京都立職業能力開発センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十二月七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十八号

東京都立職業能力開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立職業能力開発センター条例施行規則（昭和四十六年東京都規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中中

満 歳（ 年 月 日生）	性別
--------------	----

を

満 歳（ 年 月 日生）

を

写真 縦3.0センチメートル 横2.4センチメートル 上半身無帽正面無背景 撮影前3箇月以内に撮 影したもの

を

写真 縦3.0センチメートル 横2.4センチメートル 上半身無帽正面無背景 撮影前6か月以内に撮 影したもの

を

1 学校
2 職業能力開発センター
3 職業安定所
4 テレビ・ラジオ
5 新聞・雑誌
6 ポスター
7 都・区・市・町・村のお知らせ
8 職業能力開発センター修了
9 生・知人
10 ホームページ
その他

を

1 学校

2 職業能力開発センター

3 職業安定所（ハローワーク）

4 インターネット（はたらくネット）

5 SNS

6 ボスター、デジタルサイネージ

7 都・区・市・町・村のお知らせ

8 職業能力開発センター修了生・知人

9 その他

に定める。

別記第一号様式乙中

満 歳（ 年 月 日生）

性別

を

満 歳（ 年 月 日生）

を

写 真

縦3.0センチメートル
横2.4センチメートル
上半身無帽正面無背景
出願前3箇月以内に撮
影したもの

写 真

縦3.0センチメートル
横2.4センチメートル
上半身無帽正面無背景
出願前6か月以内に撮
影したもの

を

1 学校

2 職業能力開発センター

3 職業安定所

4 テレビ・ラジオ

5 新聞・雑誌

6 ボスター

7 都・区・市・町・村のお知らせ

8 職業能力開発センター修了生・知人

9 ホームページ

10 その他

を

1 学校

2 職業能力開発センター

3 職業安定所（ハローワーク）

4 インターネット（はたらくネット）

5 SNS

6 ボスター、デジタルサイネージ

7 都・区・市・町・村のお知らせ

8 職業能力開発センター修了生・知人

9 その他

に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立職業能力開発センター条例施行規則別記第一号様式甲及び別記第一号様式乙による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第千五百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十二月七日

東京都多摩建築指導事務所長 名 取 伸 明

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条 令和四年十一月十八日 清瀬市下清戸 延長

第一項第五号 五丁目八百四 一三・八五

の規定による
道路
十八番六、同 幅員
番六地先、同 六・〇〇
番七及び同番
十

●東京都告示第千五百四十九号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、（仮称）今井土地区画整理事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
今井土地区画整理組合設立準備会

会長 石井 昭一

青梅市今井二丁目一〇五六番地

二 対象事業の名称及び種類
（仮称）今井土地区画整理事業

土地区画整理事業

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、首都圏中央連絡自動車道青梅インターチェンジに隣接する利便性をいかし、流通業務施設を中心としたまちづくりの推進を目的に、土地区画整理事業により流通業務施設用地、公園、緑地、都市計画道路等の整備を行うものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が四件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、水循環、生物・生態系、景観及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

（一）期間

令和四年十二月七日から同月二十六日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

（二）時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

（三）場所

ア 青梅市環境部環境政策課

青梅市東青梅一丁目十一番地の一

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記(原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての
事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市長等*の意見の件数の内訳は、表 1 に示すとおりである。
都民からの主な意見及び事業者の見解は、表 1-2～11 に示すとおりである。

表 1 意見等の件数の内訳		
意見等	件 数	
都民の意見書	4 件	
事業段階関係市長等の意見	0 件	
合 計	4 件	

表 1-2 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解	
項 目	大気汚染	
計画地は、従来より土埃が多く舞う地域である。造成工事により植栽の撤去、土砂の移動により、表土がむき出しになるなど、今以上のものが舞うことが考えられる。工事中はもとより完工後、進出企業の進出時の工事についても対策が必要と考える。一般粉じんの大気中濃度は、指標に適合するとあるが、疑問である。	粉じんの予測については「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(平成25年3月、国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所)に示される予測方法に基づくものであり予測結果は評価の指標に適合するものと考えております。さらに、造成工事期間中は、造成箇所側付近への仮囲い(万能鋼板、高さ3.0m)の設置、適宜、散水等により、粉じんの飛散防止に努めます。また、本事業による工事が完了した街区では、順次、進出企業による建築工事が行われるため著しい粉じんの発生は想定されませんが、適宜、散水等の粉じん防止対策を進出企業に働きかけてまいります。	

表 1-3 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解	
項 目	騒音・振動	
岩蔵街道の計測地点No.6は、計画地南北先端では、交差点、傾斜、路盤の条件が異なり、基準以下とされる。住民は、現在も体感では、かなりの振動を感じている。工事中はもとより、完成後、進出企業の進出による騒音・振動の変化に不安を感じている。また一部とはいえ、「騒音に係る環境基準」に適合していない地点があることも明記されており、十分な対策がなされるか疑問である。	工事の施行中は、一時的に計画地西側に隣接する岩蔵街道を工事用車両が走行しますが、No.6における工事用車両による増加レベルは騒音が0.0dB、振動が0.0～0.1dBであり、工事用車両による影響はほとんどないものと評価しております。また、流通業務施設の供用後の本事業の完了(後)の関連車両は、計画地内に整備する都市計画道路を走行するため、No.6を含む計画地西側の岩蔵街道を走行しない計画です。 なお、予測を行った一部地点において、騒音に係る環境基準を上回る値もみられますが、現状の騒音レベルが既に環境基準を上回る、もしくは環境基準と同値であり、工事用車両による増加レベルは0.0dB、流通業務施設供用後の関連車両による増加レベルは0.4～0.8dBであることから、影響はほとんどない、もしくは小さいものと評価しております。 本事業においては、工事用車両の計画的かつ効果的な運行管理に努めるとともに、車両のアイドリングストップを周知徹底する等の環境保全のための措置を講じ、進出企業に対しても同様の措置を講ずるよう働きかけを行い、騒音、振動の影響の低減に努めてまいります。	
アセスメント上の数値は基準であり、実際にこれ以上のもも予測される。都道岩蔵街道沿線が現状でもかなり激しい地域であり、今後工事が開始された状況下で関係車両等による騒音、振動が増幅される予測が出来る。今回測定したNo.6の今井3丁目30番地の1は比較的水平地であり、車両への負担が軽減される地域である。考慮すべきは通過車両への負担が増大する上り坂の排気音による騒音、スピードが出ている車両がフェンネル上で飛び跳ねる振動などは、現状でも就寝中に起きてしまうこともある状況である。計画の中には岩蔵街道への車両流入を減少させるため、青梅インター方面から岩蔵街道に全ての車両が進入出来なくなるようだが、北側の反対方向からは進入出来、上り坂もあるため大型車両の騒音は解消されない懸念はある。今後、工事完成後倉庫への物品納入する大型車両などの北側からの通過が増加することも予想でき、更なる騒音、振動が増加し近隣住民の不安を得るものと考ええる。	岩蔵街道における道路交通騒音は、工事の施行中(No.2、No.6)及び流通業務施設の供用後(本事業の完了後)(No.2)ともに影響はほとんどない、もしくは影響は小さいものと評価され、道路交通振動についても評価の指標を大きく下回る結果となっております。 本事業においては、工事用車両の過負荷運転や道路地盤の状況による騒音、振動の増加を防止するため沿道住民に配慮したエコドライブの周知徹底、関係行政に対して道路地盤の改良等の働きかけを行い、進出企業に対してもエコドライブの周知徹底等の措置を講ずるよう働きかけ、騒音、振動の影響の低減に努めてまいります。 また、供用後に整備する都市計画道路を走行するため、No.6を含む計画地西側の岩蔵街道を走行しない計画です。 なお、岩蔵街道を計画地南側から北側方面に向かう一般車両、青梅インターチェンジから岩蔵街道を経由し計画地北側方面に向かう一般車両については、計画地内に新たに整備される都市計画道路を經由するルートへ転換されます。	

*事業段階関係市長等とは、条例第54条で運用する第19条第1項の規定に基づく知事が定めた事業段階関係市長(青梅市長)及び条例第51条で運用する第15条の規定による協議に基づく近隣市長(埼玉県入間市長)を指す。

表 1-4 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	水循環	
計画の調整池は、降雨強度(5年確率)に基づき、降雨量の予測を60mm/hとしているが、隣接の宅地では、豪雨により数回にわたる、床上浸水の被害が発生しており、1996年8月22日には100mm/h以上の降雨により、100数十世帯が浸水、北側を流れる矢端川も、通常の水位より多くの雨水が流れ込み、作物に大きな被害を与える事態が発生した。また、この地域は水害といわれるように、水の溜まりやすい場所である。 想定された調整池地下浸透処理が予測通りの効果があり宅地への流失が防げるのか疑問である。工事中はもとより完了後、進出企業の進出時の対策が必要と考ええる。 近年増加している集中豪雨の時、雨水流出抑制施設は調整池になる前に矢端川への放流を行うはずである。しかし、矢端川はそれを受け止められるような河川ではない。計画地上流部にあたる今井3丁目地内の雨水調整池も自動制御により矢端川への放流ができず、多大な浸水被害を起している。 当該雨水流出抑制施設的能力が100%發揮できるとして計算されていると思うが、何時間とも矢端川への排水なしで、表面流出を完全に封じることができると、考察されていない。 またローマ園の下には砂礫粘土質の地層＝帯水層があり、計29,640m³もの浸透水を受け止めることに限界が生じるはずであるが、それについても考察されていない。 降雨による地下水位の変化の予測を示したうえで、対策を講じるべきである。 当該地域の現状は畑作地域であり降雨は地中にほぼ浸透されている。今後、物流施設が完成すると地面は舗装され降雨は地面に浸透されず地表を低地に向かい流れるものと思われる。 当該地域に隣接している今井3丁目地域の特に水害と呼ばれる場所には各前の由来の通り水の溜まりやすい地域である。 過去にも床上浸水等の被害を発生させている地域である。この地域は当該地域より低位置にあり、大量の降雨があつたとき、その水が水害地域に流れ込み大きな水害をもたらすと思われる。 その対策として時間雨量60mmまでの対応を想定して調整池を設置すると聞いているが、それ以上の降雨も想定しないと、近年の異常気象とも思える100mm以上の降雨に対応できるか不安である。 また、今井2丁目地内矢端川にも現状より多くの水が流れ込む事が考えられ、矢端川流域、更に霞川に合流後の河床の高い入間地域の霞川流域の水害が多くなることも想定できる。		計画地は、「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針(資料編)」(平成21年度、東京都総合治水対策協議会)に示される「東京浸透能力マップ」による浸透に適した地域に位置づけられています。 本事業の公共用地における雨水については、街渠部の浸透側溝、又は浸透ますにて表面排水を集水管へ流下し、雨水本管で受けた雨水は、最終的に3箇所の緑地内に設置する雨水貯留浸透施設において、自区内処理を行います。宅地(流通業務施設用地等)における雨水についても、各進出企業が同様に自区内で浸透処理を行うことから、計画地内の雨水は矢端川を含む周辺地域には放流させない計画です。 これらの雨水の浸透能力は、「都市計画法」の規定に基づき開発行為の許可等に關する審査基準」(令和2年4月、東京都都市整備局)である。60mm/hjの降雨量に適合する計画としております。また、雨水の浸透を促すために、上記の雨水流出抑制施設に加え、公共用地(緑地)内に設置する雨水貯留浸透施設の底面に浸透井戸を設置し、約G.L.-10m以深の十分な層厚をもった砂礫層にて浸透処理を行う計画としております。 なお、工事の施行中から進出企業による工事が行われるまでの期間においても、同等の浸透能力を有する仮設の雨水流出抑制施設を配置し、地下浸透処理を行う計画としております。 今後、詳細設計にあたっては、上述の基準である60mm/h以上の降雨量にも対応できるように検討を行ってまいります。

表 1-5 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	生物・生態系	
「コナラ群落を残存する」とのことだが、計画地最北端、都市計画道路第3-5-12の北側に新たに計画地に組み入れられたコナラ林は、もとよりそこに生息あるいは利用する動物がいる。野生動物には厳しいラリットーがあり、このコナラ林の面積が動物たちにとって特許意味は非常に低い。		
でも計画地に入っていたこの林を、計画地へ編入したことは人間の功利的な計算に基づいて、第一印象を持たざるを得ない。		
また、流通業務施設用地内の緑地はそれぞれが孤立しており、野生動物や生物の動線が確保されなれらる。それらを配慮すること、野生動物や生物がこれらを利用すると予測するのは、完全に無理がある。自然環境を残すべきである。		
野鳥や虫等、多様な生物が生息するためには連続した緑地が必要だと言われている。霞丘陵から霞川へ今井地区へ園芸道青梅イーター入り口近々の森へ音響試験場へ1号緑地、2号公園から続き、その先は、1号公園から1号緑地、2号公園から続き、その先は、F、G地区の方にも緑地帯を延長していただきたい。		
「工事完了後は、各進出企業により流通業務施設用地内に緑化がなされることから工事の完了後における緑被率は17.63%と予測した」とあるが、各施設における緑地管理は誰がモニター調査するのか。施設によって土地の有効利用のために後年に緑地を撤去することも考えられ、この緑被率は下がる恐れがあるのではないか。		また都市計画道路の植栽帯については、青梅市と協議しながら苗木の並木とするなど、失われる緑の量を、少しでも回復できるように形を明記するべきである。
コナラ群落だけでなく、桜、ケヤキ等の現存する木なども生かせるようにしてほしい。また、野鳥に関してはスズメだけでなく、セズ、ホオジロ、セキレイ、カラウヒ、ヒヨドリ等も生息している。今まで同様、自然とのふれあい活動の場を確保していただくことを希望する。		
調査計画書段階において、当該コナラ群落は改変区域となっておりしたが、評価書案段階の見直しに伴い、計画地内の生息・生育環境として最も多様性に富むコナラ群落を、生公園内に残存する計画とした。		今後、高輪化がみられるコナラ林の更新伐も含めて、コナラ群落としての林分構造や種組成を持つ群落として再生を図ることにし、多くの生物の良好な生息、生育環境の向上に努めてまいります。
また、流通業務施設用地内においては、1号緑地、2号公園、計画地内外を接続する都市計画道路等にも植栽帯を設け、まとまりと連続性をもった緑地を整備する計画です。		
また、流通業務施設用地内においても、「東京における自然の保護と回復に関する条例」や青梅市の地区計画により、各敷地面積の15%以上の緑化が確保されることから、北側の街区では1号公園や1号緑地に、東側の街区では計画地東側の畑地に近接して配置するなど、計画地内外の緑地の効果的に連続性をもち、配置となるよう各進出企業へ働きかけを促す。さらに、植栽樹種についても、「植栽時期における在来種選定ガイドライン」等を踏まえた地域の潜在種生、在来の構成種を選定するよう働きかけを促す。		計画地及び周辺で確認されている生物は、緑の多い住宅等の人為的環境下に生息する種が中心であることから、上記に示した緑地環境の創出等により、地域内の生物・生態系への影響の低減に努めてまいります。
各進出企業による流通業務施設用地内の緑化については、「東京における自然の保護と回復に関する条例」や青梅市の地区計画により、敷地面積の15%以上の緑地が確保されます。各進出企業に樹木や緑地の適切な維持管理に努めるよう働きかけてまいります。		
また、都市計画道路の植栽帯についても、今後、高木等を含む具体的な植栽計画の検討に付し、青梅市や青梅市と協議の上、計画地のさらなる緑の創出を図ってまいります。		本事業では、公園内にコナラ群落を残存するほか、地域の潜在自然種生や在来の構成種を考慮し、新たなシラカシ、ケヤキ、コナラ、ヤマサクラ、イロハモミジ、ヒサカキ、ユキヤナギ等を植栽する計画で多い住宅地等の人為的環境下に生息する種が中心であることから、将来も引き継ぎ、同様の種が生息するものと考えます。
また、計画地内には、近隣住民の休息や散策等将来管理者である青梅市と協議の上、公園以外にも都市計画道路等に植栽帯のある歩道を設置し、計画地内の散策等に利用いただける場として整備する計画です。		

表 1-7 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	景観	
当該地域は畑作地域で近辺に遮蔽物がなく、朝日が望めるうえに、夕日と伴い丹沢、奥多摩、秩父の雄大な山地を一望できる青梅市市民(都民)の憩いの場でもある。 毎年正月元旦には近隣住民が初日の出を見に来る場所でも有り、西側の雄大な山地を見ながら心を休める憩いの場所でもある。 対策として、公園の設置を計画されているようだが、現状も景観や、それに伴う憩いの場を求めようと思える人々が多く、実際の近隣住民の利用は少ないと思われる。大自然の豊かな景観を誇る青梅を認識できる場所を都民のために保全出来るよう希望する。		本事業の計画地は、東京都及び青梅市の上位計画に基づき、流通業務機能などを集積する拠点形成に位置づけられている場所であり、計画地の約8割が土地利用として利用される計画です。 ただし、地区計画により、建築物の高さは13m以下に抑えられます。また、各進出企業により敷地内計画の5%以上の緑化が施されることとなりますが、計画地内外の緑地とのまとまりや連続性をもった配置となるよう周辺の市街地、景観の出現による影響の緩和や調和の市街地景観との調和に配慮した景観の創出を図ります。 また、計画地内の北側斜面地や岩蔵街道沿いを中心に、近隣住民の休息や散策等の利用を目的として1号公園、2号公園を整備し、将来管理業者である青梅市と協議の上、ベンチやトイレのある憩いの場を創出する計画です。公園以外にも、都市計画道路路等に植栽帯のある歩道を設置し、計画地内の散策等に利用いただける場として整備する計画です。
今回の計画事業地は広々としてとても美しい奥多摩、霞ヶ関の山並みが見られて心癒される場所である。今後この美しい風景を見ることができるように、丘のある公園を作ったり、散歩道を現在の計画より増やし、市民の憩いの場を残してほしい。		計画地は、全体として起伏が少ない土地であり、本事業においても、公園を含め現況地形を極力活かした土地利用を計画しております。1号公園については、現況の傾斜地を使用し、計画地北側及び西側の奥多摩や霞ヶ関の山並みを眺望できる公園として整備する計画です。 また、計画地内には、近隣住民の休息や散策等の利用を目的として1号公園、2号公園を整備し、将来管理業者である青梅市と協議のもと、ベンチやトイレのある憩いの場を創出する計画です。公園以外にも、都市計画道路路等に植栽帯のある歩道を設置し、計画地内の散策等に利用いただける場として整備する計画です。

表 1-8 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
項目 その他(事業全般) 今井土地区画整理事業主体の東京都青梅市は3多摩地域21市町村の中で唯一放課後の居場所となる児童館がないなど、教育施設が不足している。また、小学校、中学校の老朽化が進み、十分な改修など行われていない。このように子供たちに必要で十分な予算がつかず、青梅市は子供たちに極めて冷たい市である。 十分に教育に費用を掛けず、このような土地整理事業に道路整備などを出資すべきではない。この事業を中止し、教育関係に回すべきである。	本事業は地権者により組織される組合施行による土地区画整理事業であり、左記の質問については、当準備組合としては、お答えすることはできません。 なお、本事業は現在、都市計画及び景観影響評価の手続き中ではありますが、並行して企業道出に関する意向確認を行う等、企業誘致を行っています。
青梅センター直近に日立製作所青梅工場跡地があり、今回の土地区画整理事業と規模や用途が似ている。このような規模な再開発がひか所も必要なのか、再開発した土地に誘致となる企業が来るのだろうか。 すでに、青梅市は東青梅駅前ビルを再開発したが、テナントが埋まらず、赤字を出している。 開発のついでに市民やさらに子供たちにまわすのはやめるべきである。	上記の見解にも記載しとおり、本事業は地権者により組織される組合施行による土地区画整理事業です。そのため、左記の質問については、当準備組合としては、お答えすることはできません。 また、本事業は現在、都市計画及び景観影響評価の手続き中ではありますが、並行して企業道出に関する意向確認を行う等、企業誘致を行っています。

表 1-9 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	その他(工事の影響)	
計画地のすぐ近くには児童養護施設の今井城学園がある。少し離れて藤橋小学校がある。もしも、アセスメントが通り、工事が始まっても、これらの施設には影響がないようにすべきである。		
工事の実施にあたっては、隣接する今井城学園や周辺の藤橋小学校に事前に工事説明を行うとともに、工事関係者に対しても当該施設により一層の配慮を行うよう、工事用車両の規制速度の遵守や計画的かつ効率的な運行管理に努める等の工事中の安全対策や環境保全対策を徹底いたします。		

表 1-10 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	その他(交通等)	
工事期間中及び物流倉庫完成後に今井3丁目住宅地域市道における交通量の増加が懸念される。危険でも通り抜けの車両が多く過速度で通過し、通動する従業員の車両の通り抜けなど小・学生等の通学等に危険を及ぼすため対策を講じてもらいたい。今後、環境に関する障壁は色々と発生すると思われるが東京の大自然の玄関口青柳にふさわしく、住民が住みやすい土地にして貰うべく要望する。		
工事の施行中における工事用車両につきましては、評価書案に記載した走行経路を走行するよう、徹底いたします。流通業務施設の供用後（本事業の完了後の）関連車両につきましても、同様に各進出企業に働きかけを行います。そのため、ご懸念されている今井3丁目住宅地域市道を本事業の車両が走行することはないものと考えます。 本事業では、東京都及び青梅市の上位計画を踏まえた地区計画に基づき、周辺の農地や住環境に配慮しつつ、事業を進めてまいります。		

表 1-11 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	その他(近隣の大雪対策)	
今井3丁目の大雪対策として、計画地内に高台の避難所を設置するなど、防災機能の強化を希望する。		
本事業の計画地に降った雨水は、街渠部の浸透もに、一部は浸透せずに集水して地下浸透させるとも、管で受けた雨水は、3箇所の緑地内に設置する雨水貯留浸透施設において全量を目区内で浸透処理し、今井3丁目を含む地区外には流出させない計画です。 また、計画地内の3号公園及び4号公園は、将来管理者である青梅市に、周辺の農業振興の場として利用されるとともに、災害時における一時的な避難地としての使用も検討されています。		

●東京都告示第千五百五十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第九百六十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月七日

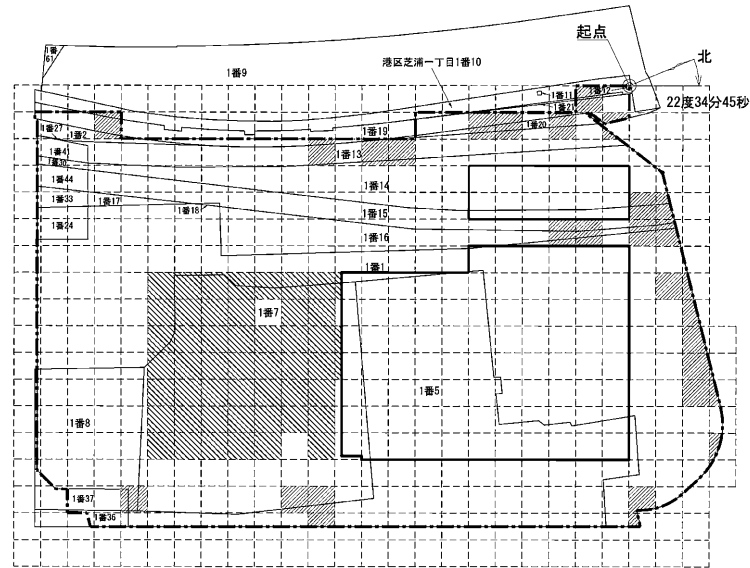
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区芝浦一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査範囲
- : 事業敷地
- ▨ : 指定を解除する区域
- ▨ : 形質変更時要届出区域
(令和元年東京都告示第870号により指定した区域)

【起点】

起点は、座標値(X=-38532.001 Y=-6909.003)とする。
※上記座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の
規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(22度34分45秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び
南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m
間隔で引いた線により構成されている格子を、
起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百五十一号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条
の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び
美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三
第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のよ
うに指定する。

令和四年十二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビ
ルB棟九階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

令和五年五月二十二日から同月二十四日まで

東京ファッショントアウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

(二) 管理美容師

ア 令和五年四月十日から同月十二日まで

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

イ 令和五年五月二十二日から同月二十四日まで

東京ファッショントアウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

ウ 令和五年六月十九日から同月二十一日まで

東京ファッショントアウンビル

江東区有明三丁目六番十一号

三 受講料

一万六千円

●東京都告示第千五百五十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項に基づく届出があったので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 家畜伝染病の種類

腐蛆病

二 家畜の種類

蜜蜂

三 発生群数

二群

四 発生場所

葛飾区

五 発生年月日

令和四年十一月二十五日

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年十二月七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市中央町三丁目千四百八十番一

埼玉県越谷市南越谷一丁目二十一番地二
株式会社中央住宅

代表取締役 品川 典久

狛江市駒井町三丁目四百十九番、四百二十番の一部、四百二十一番十九及び同番二十

西東京市北原町三丁目二番二十二号
株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行

稲城市大字矢野口字根方三千一番一及び三千二番一

杉並区宮前一丁目十五番十三号
株式会社ホーク・ワン

代表取締役 菊池 健太

小平市御幸町七十二番一、七十三番三及び七十八番二十九番一号

中央区日本橋室町三丁目二番一号
三井不動産レジデンシャル株式会社

代表取締役 嘉村 徹

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあっては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあっては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十二月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一

号）に到着するように提出してください。

令和四年十二月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

セレオ八王子南館

二 店舗所在地

八王子市旭町一番十七号

三 設置者名

東日本旅客鉄道株式会社

四 設置者住所

渋谷区代々木二丁目二番二号

五 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社ビックカメラほか二名

六 変更前の小売業者の代表者名

木村 一義（株式会社ビックカメラ）ほか

七 変更後の小売業者の代表者名

秋保 徹（株式会社ビックカメラ）ほか

八 変更日

令和四年九月一日ほか

九 届出日

令和四年十一月十一日

十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十一 縦覧期間

令和四年十二月七日から令和五年四月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

セレオ八王子北館

二 店舗所在地

八王子市旭町十七番二ほか

三 設置者名

東日本旅客鉄道株式会社ほか一名

四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号ほか
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社いなげやほか百二十九名
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社いなげやほか百二十五名
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社オーバンほか二十名
八	変更前の小売業者の住所	埼玉県川口市元郷三丁目十九番四号（山和食品株式会社）ほか
九	変更後の小売業者の住所	新宿区西新宿三丁目二十番二号（山和食品株式会社）ほか
十	変更前の小売業者の代表者名	牧野 泰己（株式会社オーバン）ほか
十一	変更後の小売業者の代表者名	永瀬 雄二（株式会社オーバン）ほか
十二	変更日	令和四年九月二十八日ほか
十三	届出日	令和四年十一月十一日
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十五	縦覧期間	令和四年十二月七日から令和五年四月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

